

内水面漁業の基本方針の変更の方向性等について

基本方針

第1 内水面漁業の振興に関する基本的方向（抄）

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、(略) 関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展等、内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。

基本方針の変更の方向性

- 現行の規定は、内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)の第2条(基本理念)の規定を引用。
- 水産基本計画にかかる水産政策審議会での議論等を踏まえ、次の点を旨として、関係者間の連携により必要な施策を総合的に推進するよう変更。
 - ① 内水面資源の維持増大を図ること
 - ② 漁場環境の保全・管理活動の核として内水面漁業協同組合が持続的に活動すること
 - ③ 遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興が進展すること
- また、漁場環境の再生等において他地域の模範となるような関係者間の連携事例の普及を図ること等により、施策の着実な実施を図る旨を追記。



第2 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

- ①増殖技術の研究開発を推進する。
- ②種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進する。
- ③水害等により資源が被害を受けた際、緊急に資源回復をするための放流等を支援する。
- ④ウナギ種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

- ①外来魚の効果的な防除手法の技術開発を進める。
- ②被害を与えるカワウの個体数をH35年度までに半減させる目標の早期達成を図る。

内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

迅速な診断法や予防・治療技術の開発普及を推進する。

- ①生息環境改善手法、放流効果の高い種苗生産技術開発事業
- ②強い水産業づくり交付金等による種苗生産・中間育成施設等整備
- ③甚大な水害後の資源回復のための放流支援事業
- ④にほんうなぎ種苗の大量生産の実用化実証試験事業

- ①河川流域等外来生物抑制管理技術開発事業
- ②健全な内水面生態系復元等推進事業
先端技術を活用したカワウ等被害対策開発事業(H29年度予算概算決定計上)



水産防疫対策委託事業
動物用ワクチン等実用化促進事業

施策の効果に関する評価と対応の方向性

- 内水面水産資源の回復を図るため、引き続き現行の基本方針に基づく関連施策を更に推進していく必要があることから、現行の記載を維持。

第3 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

内水面に係る水質・水量の確保

- ①下水道、浄化槽等の地方公共団体による整備等を促進する。
- ②雨水貯留浸透施設の設置や健全な水循環の構築に努める。

森林の整備及び保全

適切な保育・間伐等の森林整備を推進するとともに、治山施設の整備等による森林の保全を推進する。

内水面水産資源の生育に資する施設の整備

- ①魚道の設置、改良及び適切な維持管理を推進する。
- ②水田と河川との連続性に配慮した整備等により、自然との共生・環境との調和に配慮する。
- ③石倉の設置等の取組を推進する。

自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行う。

施策の効果に関する評価と対応の方向性

- 内水面における漁場環境の再生を図るため、引き続き現行の基本方針に基づく関連施策を更に推進していく必要があることから、現行の記載を維持。

- ①下水道、浄化槽等の整備
- ②雨水貯留浸透施設等の整備

治山事業・森林整備事業等

- ①魚がのぼりやすい川づくりの手引き等に基づく魚道等の整備
- ②農山漁村地域整備交付金等による農業水路、水田魚道等の整備
- ③鰻生息環境改善支援事業による石倉増殖礁等の設置



「多自然川づくり(平成18年)」を基本とした河川整備

第4 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- ①「浜の活力再生プラン」策定の取組を促進する。
- ②燃油・配合飼料の価格高騰対策を適切に実施する。

多面的機能の発揮に資する取組への支援

生態系の維持・保全活動等の取組を支援する。

人材の育成及び確保

漁業現場での長期研修、技術・経営方法の習得のための講習会等の開催を支援する。

回遊魚類の増殖の取組への支援等

- ①太平洋側サケの回帰率の大幅低下にかかる要因を調査し、ふ化放流手法の改良につなげる。
- ②東日本大震災の影響により、H26年以降、来遊数が大幅減少するおそれに対して採卵用親魚確保の取組を支援する。

- ①「浜の活力再生プラン」又は「浜の活力再生広域プラン(平成28年1月以降)」の策定を通じた所得向上競争力強化の取組支援
- ②漁業経営セーフティネット構築事業

水産多面的機能発揮対策



新規漁業就業者総合支援事業

- ①さけます資源回復推進事業
- ②被災海域における種苗放流支援事業

施策の効果に関する評価と対応の方向性

- 内水面漁業の健全な発展を図るため、引き続き現行の基本方針に基づく関連施策を更に推進していく必要があることから、基本的に、現行の記載を維持。
- 「効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成」の記述において、推進すべき取組に「浜の活力再生広域プラン」を追加。
- 「回遊魚類の増殖の取組への支援等」の記述におけるさけについて、「太平洋側」のみならず、「全国的」に、回帰率が低下している現状に応じた記述に修正。

基本方針

第5 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

国内外におけるウナギの資源管理の推進

- ・国際的な資源管理の枠組を構築する。
- ・届出養殖業制度によるウナギ養殖業の実態を把握する。
- ・国際的な資源管理の進捗を踏まえ、必要に応じて、指定養殖業の許可制度を導入する。

協議会

法第35条第1項の協議会が設置された場合、内水面水産資源の回復等の効果的な協議が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

平成23年原子力事故による被害等への対策

内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

施策等の実施状況

- ・国際的には、日本、中国、台湾、韓国でのシラスウナギの池入れ制限を決定(平成26年9月)
- ・国内においては、シラスウナギ採捕、うなぎ漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体で推進
〔うなぎ養殖業:平成26年11月1日から届出制、平成27年6月1日から許可制に移行〕

- ・全国で、計2件(山形県、岩手県)の協議会が設置
- ・設置等が円滑に行われるよう国としても支援

- ・地方公共団体が行う水産物モニタリング調査を支援
- ・ホームページ等を通じて遊漁者等に対して正確な情報を提供

- ・公共用水域における遊離残留塩素の実態調査及び浄化槽(集落排水処理施設を含む)から排出される残留塩素の内水面への影響に関する調査を実施
- ・界面活性剤(水質環境基準が設定されている2物質)について、公共用水域(河川、湖沼)の水質監視を実施

施策の効果に関する評価と対応の方向性

- 内水面漁業の振興を図るため、引き続き現行の基本方針に基づく関連施策を更に推進していく必要があることから、基本的に、現行の記載を維持。
- 「国内外におけるウナギの資源管理の推進」の記述において、うなぎの資源管理に関する取組強化(養殖業の届出制から許可制への移行等)による施策の進展等の現状に応じた記述に修正。